平成２２年（フ）第５１号
広島県庄原市東城町森3764番地、前住所広島県広島市安芸区矢野西１丁目19番12号
債務者　藤原眞秀路
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３８３号
群馬県高崎市井野町254番地４
債務者　竹内　瑞代
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２４２号
埼玉県加須市花崎２丁目10番地５　サンシティ川島Ｂ―202
債務者　谷口　孝行
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９８号
さいたま市桜区大字白鍬394番地　浦和しらくわ団地２―501号室
債務者　中西　理和
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７７号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　14号302
債務者　大崎　貴史
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２３号
埼玉県鴻巣市箕田339番地１　201号室堀江ハイツ
債務者　杉本　秀行（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７７号
埼玉県鴻巣市吹上本町２丁目６番２号
債務者　佐藤　恭則
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８０号
埼玉県上尾市大字小泉20番地３
債務者　久保田八洲雄
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―３―306
債務者　井野　政美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９４号
さいたま市西区大字指扇293番地２
債務者　小池　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９７号
さいたま市北区吉野町１丁目400番地14　ライオンズマンション大宮吉野町101号室
債務者　齋藤　　慎
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１５号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番２―407号
債務者　中村　　**薫**
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２４号
埼玉県川口市元郷３丁目16番４号　池田ハイツＢ202号
債務者　堀田　幸男
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２６号
埼玉県鳩ケ谷市南８丁目９番19号　Ｅ棟102号
債務者　武田　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５２号
埼玉県川口市大字芝6990番地の83　ライブコア南浦和Ａ棟105号
債務者　持田千恵子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６１号
さいたま市桜区大字白鍬60番地　渋正第２ハイツ502
債務者　石川日登美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７８号
埼玉県和光市白子１丁目26番16号
債務者　田嶋　雪子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係